

税務・会計便り

～株式配当の申告方法～

皆さんの中には、自社の株式以外に、上場会社の株もお持ちの方がみえると思います。その株を売買しなければ特に問題ないのですが、利益が出ている会社の株だと、配当が出る場合があり、その際には申告に注意が必要です。

税制上、株式の配当には所得税（国税）と住民税（地方税）が別々に課税されて源泉徴収されます。それに対し、平成29年からそれぞれ有利な課税方式を納税者が選択できるようになりました。

＜課税方式は3種類あります！＞

配当の源泉徴収税率は、所得税15%・住民税5%なので…

①申告不要制度（源泉徴収されたまま申告せずに終了）

↳ 配当以外の他の所得（給与や不動産所得）が多く、税率が高い人に有利

②申告分離課税（他の所得と分けて確定申告）

↳ 配当と株式の売却損を損益通算する人に有利

③総合課税（他の所得と合算して確定申告）

↳ 配当以外の他の所得が少なく、税率が低い人に有利

所得税・住民税の申告方法の組み合わせを考えてみましょう。



	パターンA	パターンB	パターンC
所得税	①	③	③
住民税	①	③	①

パターンA … 所得税も住民税も申告しないパターンで、証券会社等で特定口座を利用している人に多い。手間はかかりませんが、20%源泉徴収したままで終わってしまいます。

パターンB … 所得税も住民税も他の所得と合算して申告するパターンで、配当控除が使えるので大半の人は税率が源泉徴収の20%より低くなり、パターンAより有利となります。

パターンC … 所得税は他の所得と合算して確定申告、住民税は申告不要制度を選択するパターン。課税所得が一定額以下の人は、所得税はパターンBの利点である配当控除が使える、住民税は本来10%だが、源泉徴収税率の5%だけで済みます。更に国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者だと、その保険料は住民税の課税所得に連動する『所得割』部分があるので、パターンBを選ぶと保険料の負担が増える可能性があります。ただし、税務署への確定申告とは別に市役所への届け出が必要となります。



以上を総合すると、高額所得者の方は、パターンAを、そうでない方はパターンCを選ぶと有利なようです。詳細はお問い合わせ下さい！！

[http://www.sugiura - kaikei.jp](http://www.sugiura-kaikei.jp)

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100